

水銀について

令和2年10月6日  
クリーンセンター連絡協議会臨時会  
浅川清流環境組合

1. 水銀に関する公表について

(1)何があったのか

|          | 1回目の事例                         | 2回目の事例                        |
|----------|--------------------------------|-------------------------------|
| 発生日時     | 6月16日（火） 23時37分                | 7月18日（土） 5時2分                 |
| 超過した測定値  | 146μg/m <sup>3</sup> N（23時台平均） | 161μg/m <sup>3</sup> N（5時台平均） |
| 1時間後の測定値 | 88μg/m <sup>3</sup> N（0時台平均）   | 44μg/m <sup>3</sup> N（6時台平均）  |
| 2時間後の測定値 | 23μg/m <sup>3</sup> N（1時台平均）   | 22μg/m <sup>3</sup> N（7時台平均）  |
| 超過への対応   | 活性炭の増量操作等                      | 活性炭の増量操作等                     |
| 超過の原因    | 可燃ごみ中への水銀混入、搬入者不明              | 可燃ごみ中への水銀混入、搬入者不明             |
| 周辺への影響   | 環境汚染、健康被害なし                    | 環境汚染、健康被害なし                   |

公表の経過：水銀に対する市民の関心は高く、施設稼働直後での超過でもあり、「施設運営の透明性の確保」、「有害ごみの分別の啓発」のため、公表することとした。

公表の影響：一般的に「公表」＝「事故」と捉えてられてしまう。  
※「事故」とは、環境汚染、健康被害、または機器の故障などが生じること。

(2)大気汚染防止法の改正

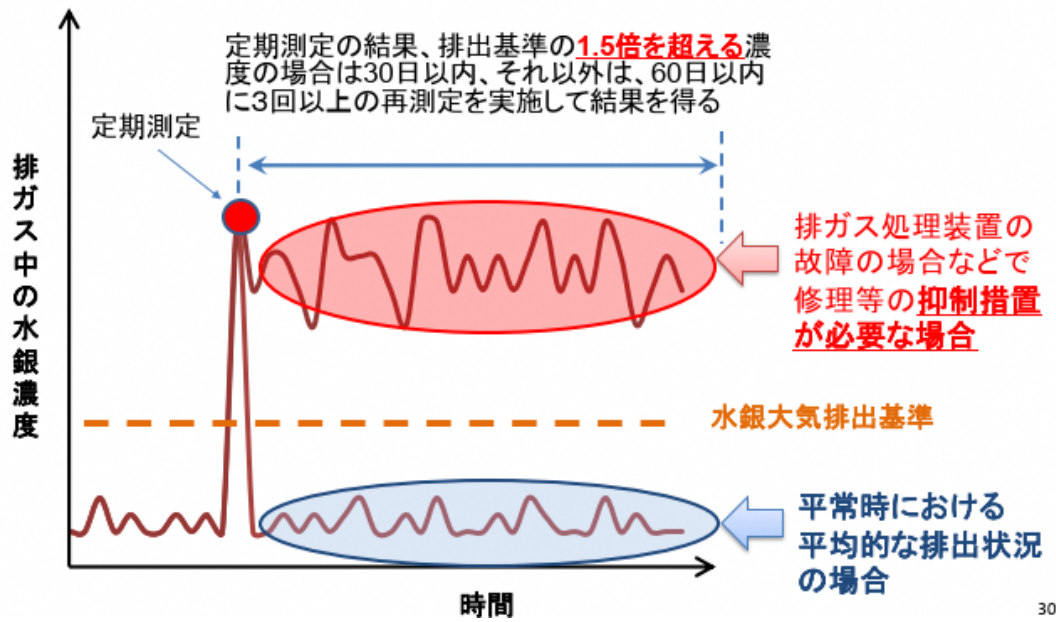
施行日：平成30年4月1日  
主な改正内容：  
・（1）水銀等の排出基準（法施行規則第16条の11）※新設  
・（2）水銀濃度の測定（法施行規則第16条の12）※新設

（1）焼却施設の水銀排出基準：  
新規施設：30μg/m<sup>3</sup>N  
既存施設：50μg/m<sup>3</sup>N ※施行日において設置の工事が着手されているものを含む

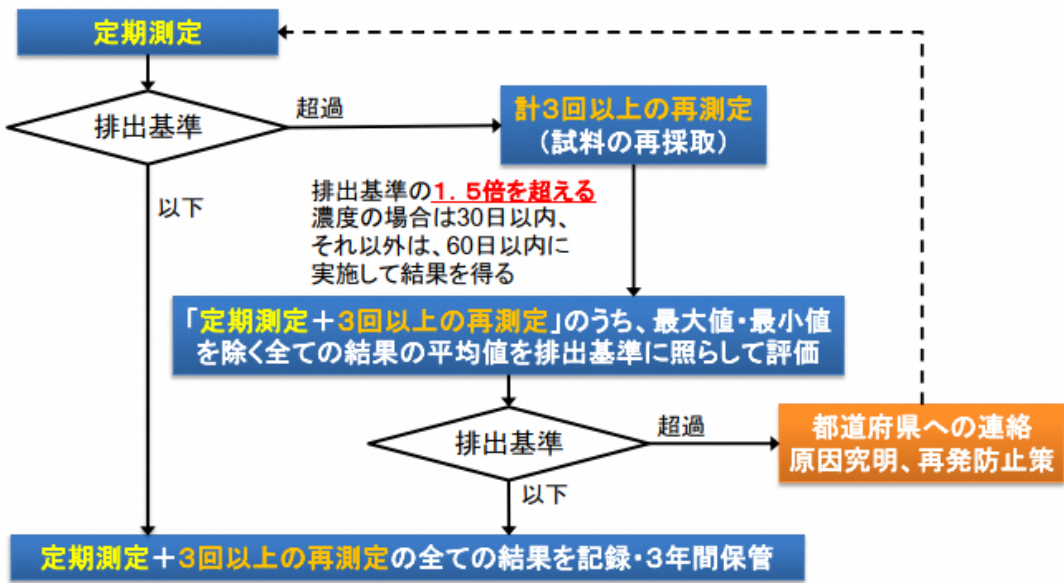
（2）水銀濃度の測定（排出基準を上回る濃度が検出された場合）  
①水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で  
②速やかに（60日または30日以内）3回以上の再測定を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価する。  
③再測定後の評価でも基準値を上回る場合は、関係団体に連絡し、原因究明・再発防止措置をとる。

排出ガス中の水銀濃度の測定結果の確認

○再測定が必要となる場合のイメージ図



定期測定の結果が排出基準を超過した場合のフロー図



### (3) 公害防止基準値とは

公害防止基準値とは組合の自主基準。超えた場合、停止する。

⇒ 運転停止・再開方針（令和元5月8日制定）

- ◆運営基準検討委員会（学識経験者、周辺自治会代表、構成市職員等）を設置。
- ◆大気汚染防止法等の改正内容を踏まえて検討し方針を策定。

- (1) 立ち下げ（停止基準①）  
定期測定の結果（法令で定める方法により評価すべき測定結果）が、公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。
- (2) 自動測定機の活用（停止基準②）  
自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値（1時間平均値）が、公害防止基準値を超過する場合も当該焼却炉を立ち下げる。
- (3) 公表  
焼却炉を立ち下げた場合は、その事由を組合ホームページで公表する。

⇒ 大気汚染防止法等（30日～60日）を参考に、より迅速（24時間）に対応する方針を策定した。

### (4) 定期測定と連続測定

定期測定（法定の方法）での $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ と連続測定（自主基準）での $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ は単位が同じでも測定方法と測定結果の取扱いが異なり、意味が全く違う。特に、停止の判断に要する時間の考え方が全く異なる。

法律は定期測定により、一定期間（30日または60日以内に再測定をし）超過していたら停止することを規定。

自主基準は、連続測定（1時間平均値）で24時間連続超過していたら停止するので、停止の判断を1日に短縮しているの、非常に厳しい基準を設定している。

### (5) 環境及び健康への影響

東京都環境影響評価条例に基づく「環境影響評価」

当施設の排出ガス（水銀）が周辺環境に与える影響（環境影響評価より）  
年平均値  $0.0025\mu\text{g}/\text{m}^3$ （最大着地濃度） <  $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ （国の指針値）  
※当施設2炉から年間通して $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （公害防止基準値）の排出ガスを排出した場合の最大着地濃度出現地（北北西側500m付近）の年平均値。  
⇒ 周辺環境に与える影響は、国の指針値を大きく下回っている。  
一時的に基準値を超えた場合でも、短時間で収束すれば影響はない。



### 2. 今後の進め方

公害防止協定の中で、次のようなことを明確化する方向で検討中。  
災害廃棄物の受け入れ、軽故障時の立ち下げ、公表基準、専門家委員会の設置、要望・苦情処理の手順。